

令和 7 年度

幼保連携型認定こども園自主点検表
(処 遇)

(自主点検表作成日： 令和 年 月 日)

設置者名	(代表者名)		
運営者名	(代表者名)		
施 設 名			
施設長名		定 員 ※直近の定員	名
所 在 地	〒		
T E L		F A X	
E -mail			
記 入 者	(職名)	(氏名)	

幼保連携型認定こども園自主点検表（処遇）の記載について

1 記載上の留意点

- (1) 各項目について、施設運営の状況を内部点検したうえで、「点検結果」欄の「□はい・□いいえ・□該当しない」のいずれかの□にチェックマークを入れ、「点検のポイント」には必要に応じてその内容を記載してください。
なお、自主点検項目中「～していますか。また、～していますか。」のように、二つの設問に対して「□はい・□いいえ」欄が一つしかない項目は、二つの設問の要件をいずれも満たしている場合のみ「□はい」の方にチェックマークを入れ、いずれかが「いいえ」の場合は「□いいえ」の方にチェックマークを入れてください。
- (2) 記載内容は、時期が特定されているものを除き、本自主点検表の提出日現在で記入してください。
- (3) 記入欄が不足の場合は、適宜様式を追加してください。
- (4) 「点検のポイント」欄中、「⇒」部分は記入が必要な項目です。

2 この点検表に関する法令・通知は、次のとおりです。

（文中の略称）

（法令・通知の名称）

- (1) 法律
 - 「認定こども園法」⇒ ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年 法律第77号）
 - 「支援法」⇒ ・ 子ども・子育て支援法（平成24年 法律第65号）
 - 「社会福祉法」⇒ ・ 社会福祉法（昭和26年 法律第45号）
 - 「児童福祉法」⇒ ・ 児童福祉法（昭和22年 法律第164号）
 - 「虐待防止法」⇒ ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年 法律第82号）
 - 「学校保健安全法」⇒ ・ 学校保健安全法（昭和33年 法律第56号）
- (2) 政令
 - 「認定こども園法施行令」⇒ ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年 政令第203号）
- (3) 省令
 - 「認定こども園法施行規則」⇒ ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）
 - 「基準省令」⇒ ・ 幼保連携型認定こども園の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
※青森県が所管する幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準については、青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成23年12月16日青森県条例第49号）第4条により、国の基準と同じものとしています。
 - 「運営基準」⇒ ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年 内閣府令第39号）
 - 「児童福祉法施行規則」⇒ ・ 児童福祉法施行規則（昭和23年 厚生省令第11号）
 - 「児童福祉施設基準」⇒ ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年 厚生省令第63号）
※青森県が所管する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、青森県児童福祉法施行条例（平成25年3月27日青森県条例第13号）第7条により、国の基準と同じものとしています。
 - 「学校保健安全法施行規則」⇒ ・ 学校保健安全法施行規則（昭和33年 文部省令第18号）
- (4) 告示
 - 「教育・保育要領」⇒ ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）
 - 「保育所保育指針」⇒ ・ 保育所保育指針（平成29年3月31日 厚生労働省告示第117号）
- (5) 条例
 - 「認定こども園法施行条例」⇒ ・ 青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成23年 条例第49号）
- (6) 通知（国）
 - 「基準省令の取扱いについて」⇒ ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年11月28日 府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号）
 - 「虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減について」⇒ ・ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について（令和5年5月12日こども家庭庁成育局成育基盤企画課外連名事務連絡）
 - 「指導要録留意事項」⇒ ・ 幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について（平成30年3月30日府子本第315号・29初幼教第17号・子保発0330第3号）

「調理業務の委託について」	⇒	・ 保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日 児発第86号)
「食事の外部搬入等について」	⇒	・ 幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について(平成28年1月18日府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発0118第3号)
「食事の提供に関する援助及び指導について」	⇒	・ 児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について(令和2年3月31日 子発0331第1号・障発0331第8号)
「食事計画について」	⇒	・ 児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について(令和2年3月31日 子母発0331第1号)
「食事の提供ガイドラインについて」	⇒	・ 「保育所における食事の提供ガイドライン」について(平成24年3月30日 雇児保発0330第1号)
「衛生管理の改善及び食中毒発生の予防について」	⇒	・ 児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について(平成9年6月30日 児企第16号)
「幼児教育・保育の無償化に伴う食材費の取扱いの変更について」	⇒	・ 幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について(令和元年6月27日 府子本第219号・子保発0627第1号)
「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」	⇒	・ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の改訂について(平成31年4月25日 子保発0425第2号)
「集団給食施設等に対する援助及び指導について」	⇒	・ 集団給食施設等に対する援助及び指導について(平成8年4月30日 健医発第546号)
「大量調理施設衛生管理マニュアル」	⇒	・ 大規模食中毒対策等について(平成9年3月24日衛食第85号)の別添(最終改正 平成31年3月29日生食発0329第17号)
「社会福祉施設における衛生管理について」	⇒	・ 社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日 社援発第65号)
「感染症対策ガイドライン」	⇒	・ 「保育所における感染症対策ガイドライン」の一部改訂について(令和5年5月2日 こ成基第22号)
「感染症等発生時の報告について」	⇒	・ 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号)
「事故防止ガイドライン」	⇒	・ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて(平成28年3月31日府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号)
「児童の安全の確保について」	⇒	・ 児童福祉施設等における児童の安全の確保について(平成13年6月15日 雇児総発第402号)
「こどもの出欠状況に関する情報の確認について」	⇒	・ こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について(令和4年11月14日厚生労働省こども家庭局外連名事務連絡)
「教育・保育施設等における睡眠中及び食事時の事故防止に向けた取組の徹底について」	⇒	・ 教育・保育施設等における睡眠中及び食事時の事故防止に向けた取組の徹底について(令和5年4月27日こども家庭庁成育局安全対策課外連名事務連絡)
「水遊びを行う場合の事故の防止について」	⇒	・ 教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(令和4年6月13日府子本第679号・4初幼教第9号・子少発0613第1号・子保発0613第1号)
「児童虐待防止に係る設置者と市町村等との連携強化について」	⇒	・ 児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について(平成31年2月28日府子本第189号・30文科初第1616号・子発0228第2号・障発0228第2号)
「保育所、認定こども園等から市町村等への定期的な情報提供について」	⇒	・ 学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(平成31年2月28日府子本第190号・30文科初第1618号・子発0228第3号・障発0228第3号)
「教育・保育施設等事故報告について」	⇒	・ 教育・保育施設等における事故の報告等について(令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号)

「特定教育・保育施設等確認留意事項」	⇒	・ 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について(平成26年9月10日府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号)
「利用調整の取扱いについて」	⇒	・ 児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて(平成27年2月3日府政共生第98号・雇児発0203第3号)
「入所の円滑化について」	⇒	・ 保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日 児発第73号)
「入所の円滑化の取扱いについて」	⇒	・ 保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日 児保第3号)
「私的契約児の弾力的な受け入れに係る取扱いについて」	⇒	・ 保育所における私的契約児の弾力的な受け入れに係る取扱いについて(平成19年3月30日 雇児発第0330032号)
「苦情解決の指針」	⇒	・ 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号)
「子ども・子育て支援交付金交付要綱」	⇒	・ 子ども・子育て支援交付金の交付について(令和5年9月7日こ成事第481号)
「延長保育事業実施要綱」	⇒	・ 延長保育事業の実施について(令和6年4月1日こ成保第225号)
「子育て短期支援事業実施要綱」	⇒	・ 子育て短期支援事業の実施について(令和6年3月30日こ成環第103号)
「地域子育て支援拠点事業実施要綱」	⇒	・ 地域子育て支援拠点事業の実施について(令和6年3月30日こ成環第113号)
「一時預かり事業実施要綱」	⇒	・ 一時預かり事業の実施について(令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号)
「病児保育事業実施要綱」	⇒	・ 病児保育事業の実施について(令和6年3月30日こ成保第180号)
「子育て支援員研修事業の実施について」	⇒	・ 子育て支援員研修事業の実施について(令和6年3月30日こ成環第111号・こ支家第189号)
「家庭的保育事業の実施について」	⇒	・ 家庭的保育事業の実施について(平成21年10月30日雇児発1030第2号)
「費用の額の算定基準留意事項」	⇒	・ 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号)
(7) 通知(県)		
「事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告について」	⇒	・ 社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領の一部改正について(平成25年6月25日青健福第763号)による「社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領」(最終改正 令和7年3月24日改正)
「青森県児童福祉法施行条例の施行について」	⇒	・ 青森県児童福祉法施行条例の施行について(平成25年3月29日青こ第1949号)

目次

第1 教育及び保育の内容

1	学級の編成状況	1
2	教育及び保育計画の作成状況	1
3	指導計画の作成状況	1
4	指導要録の作成状況	3
5	開所時間	4

第2 給食の状況

1	給食の委託状況	5
2	食事計画等について	6
3	給食管理の状況	8

第3 健康管理

1	衛生管理	10
2	健康診断	11
3	健康支援	12

第4 安全管理

1	安全確認	13
2	安全対策	15

第5 入所手続き

1	内容及び手続の説明	17
2	定員設定、利用手続	18
3	受給資格、教育・保育給付認定	20

第6 その他

1	保護者との連携状況	20
2	苦情対応	22
3	地域子ども・子育て支援事業	22

〔一時預かり事業〕

1	事業類型	24
2	設備基準等	24
3	職員の配置	25

〔病児保育事業〕

1	設備	27
2	職員の配置	28
3	運営について	28
4	衛生管理について	29
5	関係書類について	29

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
第1 教育及び保育の内容 1 学級の編制状況 教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制すること。 ○ 一学級の園児数は、35人以下を原則とすること。 ○ 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とすること。 ・ 地域の実情等に応じて、異なる年齢にある園児で学級を編成するなど、弾力的な取扱いをすることができる。	基準省令第4条第1項 同条第2項 同条第3項 基準省令の取扱いについて	
2 教育及び保育計画の作成状況 教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、認定こども園法第2条第7項に規定する目的及び第9条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。 ○ 幼保連携型認定こども園の設置者は、認定こども園法第10条第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。 ・ 幼保連携型認定こども園は、教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成するものとする。 ・ 幼保連携型認定こども園における生活の全体を通して、教育・保育要領第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や園児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織する。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれるなどの乳幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮する。 ・ 幼保連携型認定こども園が行う教育及び保育等に係る評価については、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成、実施、改善が教育及び保育活動や園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意する。	認定こども園法第10条第1項 同条第3項 教育・保育要領第1章第2の1(1) 教育・保育要領第1章第2の1(3)7 教育・保育要領第1章第2の1(4)	
3 指導計画の作成状況 ア 指導計画を作成していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 幼保連携型認定こども園においては、乳幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、園児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。 ・ 指導計画は、園児の発達に即して園児一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成する。 ・ 具体的なねらい及び内容は、幼保連携型認定こども園の生活における園児の発達の過程を見通し、園児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、園児の興味や関心、発達の実際などに応じて設定する。 ・ 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、園児が自らその環境に関わることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにする。その際、園児の生活する姿や発想を大切に、常にその環境が適切なものとなるようにする。 ・ 園児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々な変化することであることに留意し、園児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をする。	教育・保育要領第1章第2の2(1) 教育・保育要領第1章第2の2(2)7 教育・保育要領第1章第2の2(2)イ(7) 教育・保育要領第1章第2の2(2)イ(1) 教育・保育要領第1章第2の2(2)イ(ウ)	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄								
		・ 園児の入園当初の教育及び保育に当たっては、既に在園している園児に不安や動揺を与えないようにしつつ、可能な限り個別に対応し、園児が安定感を得て、次第に幼保連携型認定こども園の生活になじんでいくよう配慮する。 ・ 園児が様々な人やものとの関わりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていく。 ○ 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。 ・ 週・日などの短期の指導計画については、園児の生活のリズムに配慮し、園児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して幼保連携型認定こども園の生活の自然な流れの中に組み込まれるようにする。 ⇒ 指導計画の策定状況 <table><tr><td>長期計画（年・学期・月等）</td><td></td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>短期計画（週案・日課等）</td><td></td><td>有</td><td>無</td></tr></table>	長期計画（年・学期・月等）		有	無	短期計画（週案・日課等）		有	無	教育・保育要領第1章第2の2(3)7 教育・保育要領第1章第2の2(3)㍿ 教育・保育要領第1章第2の2(3)イ 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減について	
長期計画（年・学期・月等）		有	無									
短期計画（週案・日課等）		有	無									
イ 指導計画が個人差に配慮されたものになっていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 園児の発達の個人差、入園した年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、園児一人一人の発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の園児については、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、園児の集団生活への円滑な接続について、家庭等との連携及び協力を図る等十分留意すること。 ・ 満3歳以上の園児については、個の成長と、園児相互の関係や協同的な活動が促されるよう考慮する。 ・ 異年齢で構成されるグループ等での指導に当たっては、園児一人一人の生活や経験、発達の過程などを把握し、適切な指導や環境の構成ができるよう考慮する。 ・ 一日の生活のリズムや在園時間が異なる園児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行う。 ・ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な午睡環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は園児の発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮する。	教育・保育要領第1章第3の4(1) 教育・保育要領第1章第3の4(2)ア 教育・保育要領第1章第3の4(2)㍿ 教育・保育要領第1章第3の4(3) 教育・保育要領第1章第3の4(4)									
ウ 満3歳未満児の個別指導計画を作成していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 満3歳未満の園児については、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。	教育・保育要領第1章第3の4(2)7									
エ 指導過程を評価し、指導計画の改善を図っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るものとする。	教育・保育要領第1章第2の2(2)イ(㍿)									
オ 小学校との連携を通じた質の向上を図っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。	教育・保育要領第1章第2の1(5)イ									

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
4 指導要録の作成状況 ア 指導要録は適正に作成されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 園長は、その幼保連携型認定こども園に在籍する園児の指導要録（認定こども園法施行令第8条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本）を作成しなければならない。 ・ 学籍等に関する記録は、外部に対する証明等の原簿としての性格をもつものとし、原則として、入園時及び異動の生じたときに記入する。 ①園児の氏名、性別、生年月日及び現住所 ②保護者氏名及び現住所 ③学籍等の記録（入園・転園・退園・修了年月日） ④入園前の状況 ⑤進学・就学先等（名称、所在地等） ⑥園名及び所在地 ⑦各年度の園児の年齢、園長の氏名、担当・学級担任の氏名 （満3歳以上の園児については、学級名、整理番号も記入） ・ 指導等に関する記録は、1年間の指導の過程とその結果等を要約する。 【満3歳以上の園児に関する記録】 ①指導の重点等（学年、個人） ②指導上参考となる事項（1年間の指導の過程と園児の発達の姿、次年度の指導の配慮事項等） ③出欠状況（教育日数、出席日数） 【満3歳未満の園児に関する記録】 満3歳未満の園児の、次年度の指導に特に必要と考えられる育ちに関する事項、配慮事項、健康の状況等の留意事項等について記入する。	認定こども園法施行規則第30条第1項 指導要録留意事項別紙 「幼保連携型認定こども園園児指導要録に記載する事項」	
イ 進学・転園した場合、進学・転園先の校長に送付していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。 ○ 園長は、園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写しを転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。	認定こども園法施行規則第30条第2項 同条第3項	
ウ 指導要録は適切に保存されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間は20年間とする。 ・ 長期間にわたり個人情報を適正に保管する観点から、施錠可能なキャビネット等で保管すること。	認定こども園法施行規則第30条第4項	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																																																																				
5 開所時間 開所時間は適切な時間に設定されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 一 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下ってはならないこと。 二 教育に係る標準的な1日当たりの時間は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とすること。 ・ 毎学年の教育週数は基準省令第9条第1項第1号のとおり、原則として年間39週以上であるが、保育を行う児童福祉施設としての位置付けであることから、保育所と同様、幼保連携型認定こども園の1年の開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日とすることを原則とすること。また、基準省令上、教育に係る標準的な1日当たりの時間は4時間を標準とし、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とするものであるが、1日の開園時間は、保育所と同様、11時間とすることを原則とする。 ⇒ 規程（園規則又は運営規程）による通常の開閉園時間（延長保育時間は除く。） <table border="1"> <tr> <td>開園</td><td>午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>閉園</td><td>午後</td><td>時</td><td>分</td> </tr> </table> ⇒ （１）教育標準時間認定に係る教育保育時間 <table border="1"> <tr> <td>開園</td><td>午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>閉園</td><td>午後</td><td>時</td><td>分</td> </tr> </table> 教育標準時間認定に係る延長保育の保育時間 <table border="1"> <tr> <td>午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>～午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>午後</td><td>時</td><td>分</td> <td>～午後</td><td>時</td><td>分</td> </tr> </table> ⇒ （２）保育標準時間認定に係る教育保育時間 <table border="1"> <tr> <td>開園</td><td>午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>閉園</td><td>午後</td><td>時</td><td>分</td> </tr> </table> 保育標準時間認定に係る延長保育の保育時間 <table border="1"> <tr> <td>午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>～午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>午後</td><td>時</td><td>分</td> <td>～午後</td><td>時</td><td>分</td> </tr> </table> ⇒ （３）保育短時間認定に係る教育保育時間 <table border="1"> <tr> <td>開園</td><td>午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>閉園</td><td>午後</td><td>時</td><td>分</td> </tr> </table> 保育短時間認定に係る延長保育の保育時間 <table border="1"> <tr> <td>午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>～午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>午後</td><td>時</td><td>分</td> <td>～午後</td><td>時</td><td>分</td> </tr> </table>	開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分	開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分	午前	時	分	～午前	時	分	午後	時	分	～午後	時	分	開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分	午前	時	分	～午前	時	分	午後	時	分	～午後	時	分	開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分	午前	時	分	～午前	時	分	午後	時	分	～午後	時	分	基準省令第9条 教育・保育要領第1章第2の1(3)イ、ウ、エ 基準省令の取扱いについて4(1)	
開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分																																																																	
開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分																																																																	
午前	時	分	～午前	時	分	午後	時	分	～午後	時	分																																																													
開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分																																																																	
午前	時	分	～午前	時	分	午後	時	分	～午後	時	分																																																													
開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分																																																																	
午前	時	分	～午前	時	分	午後	時	分	～午後	時	分																																																													

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【 確 認 資 料 】	県 記 載 欄										
ウ 学校の給食施設との共用化を適切に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	⇒ 外部搬入の実施の状況 <table border="1"> <tr> <td>給食の外部搬入の実施の有無</td><td>☐</td><td>有（受託者名：_____）</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>栄養士による配慮</td><td>☐</td><td>有（栄養士所属・氏名：_____）</td><td>☐</td><td>無</td></tr> </table> ○ 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設の設備と及び当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設等の職員と兼ねることができる。 ・ 幼保連携型認定こども園の調理室については、学校教育法第1条に規定されている学校の給食施設との供用が可能である。	給食の外部搬入の実施の有無	☐	有（受託者名：_____）	☐	無	栄養士による配慮	☐	有（栄養士所属・氏名：_____）	☐	無	基準省令第13条第2項で読み替えて準用する児童福祉施設基準第8条第1項 食事の外部搬入等についてV1	
給食の外部搬入の実施の有無	☐	有（受託者名：_____）	☐	無										
栄養士による配慮	☐	有（栄養士所属・氏名：_____）	☐	無										
2 食事計画等について ア 子どもの特性に応じて必要とするエネルギー量及び給与栄養量が確保できる食事を提供していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 ○ 入所施設における「給与栄養量」の目標については、令和2年度から適用される「食事摂取基準」によることとされているので参考とされたいこと。なお、通所施設において昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる子どもの生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。 ⇒ 直近の保健所の「給食施設栄養指導票」 <table border="1"> <tr> <td>通知日</td><td>令和</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr> </table>	通知日	令和	年	月	日	基準省令第13条第1項で準用する児童福祉施設基準第11条第2項 食事の提供に関する援助及び指導について1(1)						
通知日	令和	年	月	日										
イ 子どもの発育・発達状況、栄養状況、生活状況について把握し、提供する食事の量と質についての食事計画を立てていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 提供する食事の量と質についての計画（以下「食事計画」という。）について、「食事摂取基準」を活用する場合には、施設や子どもの特性に応じた適切な活用を図ること。障害や疾患を有するなど身体状況や生活状況等が個人によって著しく異なる場合には、一律に適用することが困難であることから、個々人の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事計画を立てること。 ⇒ 乳幼児の健全な発達に必要な栄養量の確保 <table border="1"> <tr> <td>給与栄養目標量表等（給与栄養量の目標を設定した書類）の作成</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>荷重平均食品構成表等（食品構成例を示した書類）の作成</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> </table>	給与栄養目標量表等（給与栄養量の目標を設定した書類）の作成	☐	有・	☐	無	荷重平均食品構成表等（食品構成例を示した書類）の作成	☐	有・	☐	無	食事の提供に関する援助及び指導について1(2)	
給与栄養目標量表等（給与栄養量の目標を設定した書類）の作成	☐	有・	☐	無										
荷重平均食品構成表等（食品構成例を示した書類）の作成	☐	有・	☐	無										
ウ 給与栄養量が確保できるよう、献立を作成していますか。 また、摂食機能や食行動の発達を促すよう食品や調理方法に配慮した献立を作成していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 食事は、児童福祉施設基準第11条第2項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ○ 日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供に努めること。 ○ 献立作成に当たっては、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れるように努めること。 また、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮するとともに、子どもの食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すること。	基準省令第13条第1項で準用する児童福祉施設基準第11条第3項 食事の提供に関する援助及び指導について1(4) 食事計画について2(6)											

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																								
エ 食事計画について評価を行い、食事の提供に係る業務の改善に努めていますか。 また、定期的に給食会議を開催し、必要な検討を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	⇒ 献立表等 <table border="1"> <tr> <td>予定献立表</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>実施献立表</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>未満児献立表</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>月齢に応じた離乳食の献立表等</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> </table> ○ 関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図り、食事の計画・評価を行うこと。 ・ 食事計画の実施に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握・評価するとともに、計画どおりに調理及び提供が行われたか評価を行うこと。特に幼児について、定期的に子どもの身長及び体重を測定するとともに、幼児身長体重曲線(性別・身長別標準体重)等による肥満度に基づき、幼児の肥満及びやせに該当する者の割合が増加していないかどうか評価し、食事計画の改善を図ること。 ・ 食事を適正に提供するため、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。 ・ 施設職員、特に施設長に対して、食事の提供に係る業務の重要性についての認識の向上を図るとともに、食事の提供に関係する職員に対しては、適時、講習会、研究会等により知識及び技能の向上を図ること。 ⇒ 給食会議 <table border="1"> <tr> <td>給食会議の開催</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>献立表作成に関する施設長の関与</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> </table>	予定献立表	☐	有・	無	実施献立表	☐	有・	無	未満児献立表	☐	有・	無	月齢に応じた離乳食の献立表等	☐	有・	無	給食会議の開催	☐	有・	無	献立表作成に関する施設長の関与	☐	有・	無	食事の提供ガイドラインについて 衛生管理の改善及び食中毒発生の予防について 食事計画について 3 (2) 食事の提供に関する援助及び指導について 1 (3) 食事の提供に関する援助及び指導について 2 (4) 食事の提供に関する援助及び指導について 2 (5)	
予定献立表	☐	有・	無																									
実施献立表	☐	有・	無																									
未満児献立表	☐	有・	無																									
月齢に応じた離乳食の献立表等	☐	有・	無																									
給食会議の開催	☐	有・	無																									
献立表作成に関する施設長の関与	☐	有・	無																									
オ 予定献立に基づき、調理を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 ⇒ 給食の実施状況 <table border="1"> <tr> <td>正当な理由のない給食の中止</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>定期的な、パンと牛乳だけ、インスタントラーメンだけといった簡易給食の実施</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>主食(3歳以上児を除く。)、副食、間食に係る費用の保護者の同意のない負担</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>上記「有」の理由</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>インスタント食品、缶詰、市販の調理済み食品の使用</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>有の場合の頻度：</td><td colspan="3"></td></tr> </table>	正当な理由のない給食の中止	☐	有・	無	定期的な、パンと牛乳だけ、インスタントラーメンだけといった簡易給食の実施	☐	有・	無	主食(3歳以上児を除く。)、副食、間食に係る費用の保護者の同意のない負担	☐	有・	無	上記「有」の理由				インスタント食品、缶詰、市販の調理済み食品の使用	☐	有・	無	有の場合の頻度：				基準省令第13条で準用する児童福祉施設基準第11条第4項 幼児教育・保育の無償化に伴う食材費の取扱いの変更について	
正当な理由のない給食の中止	☐	有・	無																									
定期的な、パンと牛乳だけ、インスタントラーメンだけといった簡易給食の実施	☐	有・	無																									
主食(3歳以上児を除く。)、副食、間食に係る費用の保護者の同意のない負担	☐	有・	無																									
上記「有」の理由																												
インスタント食品、缶詰、市販の調理済み食品の使用	☐	有・	無																									
有の場合の頻度：																												

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄								
カ 食物アレルギー等に配慮した食事の提供や、誤食等への発生の防止に努めていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 食事は、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ○ 子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、児童福祉施設における食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配及び誤食等の発生予防に努めること。 また、子ども自身自分が食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難である場合なども踏まえ、生活管理指導表等を活用するなどして状況を把握するよう留意するとともに、子どもの異変時の対応等に備え、平素より危機管理体制を構築しておくこと。 ⇒ 食物アレルギーのある児童への配慮の有無及びその方法 <table border="1"> <tr> <td>食物アレルギーのある児童への配慮の有無及びその方法</td><td></td></tr> </table>	食物アレルギーのある児童への配慮の有無及びその方法		基準省令第13条において準用する児童福祉施設基準第11条第3項 食事の提供に関する援助及び指導について1(6) 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン							
食物アレルギーのある児童への配慮の有無及びその方法												
キ 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 ○ 日々提供される食事が子どもの心身の健全育成にとって重要であることに鑑み、施設や子どもの特性に応じて、将来を見据えた食を通じた自立支援にもつながら「食育」の実践に努めること。 ・ 食事の提供やその他の活動を通して「食育」の実践に努める。	基準省令第13条で準用する児童福祉施設基準第11条第5項 食事計画について3(3) 食事の提供に関する援助及び指導について2(6)									
3 給食管理の状況 ア 日々提供する給食について、食事内容や食事環境に十分配慮していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 食事の提供に係る業務が衛生的かつ安全に行われるよう、食中毒や感染症の発生防止に努めること。 ○ 食事の提供に係る業務が衛生的かつ安全に行われるよう、食事の提供に係る職員の健康診断及び定期検便、食品の衛生的取扱い並びに消毒等保健衛生に万全を期し、食中毒や感染症の発生防止に努めること。	食事の提供に関する援助及び指導について1(5) 食事計画について3(4)									
イ 給食日誌は作成され、また、残食について記録されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	⇒ 給食日誌 <table border="1"> <tr> <td>給食日誌の作成</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>残食記録</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> </table>	給食日誌の作成	☐	有・	無	残食記録	☐	有・	無	集団給食施設等に対する援助及び指導について第二の三(六)、九(二)	
給食日誌の作成	☐	有・	無									
残食記録	☐	有・	無									

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																																
ウ 検食を適正に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 検食は、食品の中に人体に有害と思われる異物の混入がないか、調理過程において加熱及び冷却処理が適切に行われているか、食品の異味、異臭その他の異常がないか、量、質、嗜好的観点から給食として適当かどうかを確認する必要がある。 ⇒ 検食 <table border="1"> <tr> <td>検食の給食前の実施</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>離乳食の検食</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>検食の結果（量、質、嗜好的観点等の所見）の記録</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> </table>	検食の給食前の実施	☐	有・	無	離乳食の検食	☐	有・	無	検食の結果（量、質、嗜好的観点等の所見）の記録	☐	有・	無	社会福祉施設等における食品の安全確保について（平成20年3月7日付け雇児総発第0307001号） 学校給食衛生管理基準（平成21年3月31日文科科学省告示第3の1（6）①）																					
検食の給食前の実施	☐	有・	無																																	
離乳食の検食	☐	有・	無																																	
検食の結果（量、質、嗜好的観点等の所見）の記録	☐	有・	無																																	
エ 食品の管理は適切に行われていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 日頃から食材の納入業者についての情報の収集に努め、品質管理の確かな業者から食材を購入すること。 ・ 責任者は、衛生管理者に点検表に基づく点検作業を行わせるとともに、点検結果を確認する。 ⇒ 食品管理の状況 <table border="1"> <tr> <td>給食材購入に係る決裁</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>検収の記録簿</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>発注担当者と検収者の区別</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> </table>	給食材購入に係る決裁	☐	有・	無	検収の記録簿	☐	有・	無	発注担当者と検収者の区別	☐	有・	無	大量調理施設衛生管理マニュアルⅢ1(2)																					
給食材購入に係る決裁	☐	有・	無																																	
検収の記録簿	☐	有・	無																																	
発注担当者と検収者の区別	☐	有・	無																																	
オ 食中毒防止対策を適正に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 社会福祉施設における食中毒を予防するため、社会福祉施設においても可能な限り「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく衛生管理に努める必要がある。 ・ 食品製造におけるHACCP入門のための手引書【大量調理施設における食品の調理編】を参考にするとよい。 ⇒ 食中毒防止対策 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保健所による 直近の指導</td><td>実施年月日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr> <tr> <td>指導事項</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>改善等の状況</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td rowspan="5">衛生自主管理 点検の状況（前年度） ※点検頻度はブルダウ ンから選択すること</td><td>調理施設の点検表</td><td>☐有（点検頻度）</td><td>☐無</td><td rowspan="5">改善 等 の 状 況</td></tr> <tr> <td>従事者等の衛生管理点検表</td><td>☐有（点検頻度）</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>原材料の取扱い等点検表</td><td>☐有（点検頻度）</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>調理器具等及び使用水の点検表</td><td>☐有（点検頻度）</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>調理等における点検表</td><td>☐有（点検頻度）</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>専用の手洗い、 消毒の設備</td><td colspan="3">☐有・☐無</td><td></td></tr> </table>	保健所による 直近の指導	実施年月日	年 月 日		指導事項			改善等の状況			衛生自主管理 点検の状況（前年度） ※点検頻度はブルダウ ンから選択すること	調理施設の点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無	改善 等 の 状 況	従事者等の衛生管理点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無	原材料の取扱い等点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無	調理器具等及び使用水の点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無	調理等における点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無	専用の手洗い、 消毒の設備	☐ 有・ ☐ 無				社会福祉施設における衛生管理について 衛生管理の改善及び食中毒発生の予防について（参考資料Ⅱ） 学校給食衛生管理基準（平成21年3月31日文科科学省告示第64号） 大量調理施設衛生管理マニュアル（別紙）	
保健所による 直近の指導	実施年月日	年 月 日																																		
	指導事項																																			
	改善等の状況																																			
衛生自主管理 点検の状況（前年度） ※点検頻度はブルダウ ンから選択すること	調理施設の点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無	改善 等 の 状 況																																
	従事者等の衛生管理点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無																																	
	原材料の取扱い等点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無																																	
	調理器具等及び使用水の点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無																																	
	調理等における点検表	☐ 有（点検頻度）	☐ 無																																	
専用の手洗い、 消毒の設備	☐ 有・ ☐ 無																																			
カ 検査用保存食を適切に保存していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 検食は、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し、－20℃以下で2週間以上保存すること。 ・ 集団給食を行う施設では、食中毒防止に細心の注意を払うとともに食中毒が発生したときにその原因を調査できるように検査用保存食を保存する必要がある。 ⇒ 保存食 <table border="1"> <tr> <td>提供した全ての品目（原材料も含む）についての保存</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>適切な方法で－20度以下2週間以上の保管</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> </table>	提供した全ての品目（原材料も含む）についての保存	☐	有・	無	適切な方法で－20度以下2週間以上の保管	☐	有・	無	大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(3)																									
提供した全ての品目（原材料も含む）についての保存	☐	有・	無																																	
適切な方法で－20度以下2週間以上の保管	☐	有・	無																																	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄										
第3 健康管理 1 衛生管理 ア 感染症等予防対策を講じていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては児童との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。	感染症等発生時の報告について8											
イ 使用するタオルやコップは個人専用としていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 使用するタオルは、他人と共用しないこと。なお、タオルの個人専用化が難しい場合には、使い捨てペーパータオル等の利用も有効であること。 ⇒ タオル・コップ <table border="1"> <tr> <td>個人専用タオル</td> <td>☐</td> <td>有・☐</td> <td>無</td> <td>無の場合の対応：</td> </tr> <tr> <td>個人専用コップ</td> <td>☐</td> <td>有・☐</td> <td>無</td> <td>無の場合の対応：</td> </tr> </table>	個人専用タオル	☐	有・ ☐	無	無の場合の対応：	個人専用コップ	☐	有・ ☐	無	無の場合の対応：	衛生管理の改善及び食中毒発生の予防について3	
個人専用タオル	☐	有・ ☐	無	無の場合の対応：										
個人専用コップ	☐	有・ ☐	無	無の場合の対応：										
ウ 衛生管理に関する研修を実施していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 職員を対象として衛生管理に関する研修を定期的に行うこと。	感染症等発生時の報告について8											
エ 感染症等が発生した場合の報告体制を整備していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。 ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全児童の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 ・ 食中毒及び感染症の発生の際は、社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領の一部改正について（平成25年6月25日青健福第763号）による「社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領」（令和7年3月24日改正）により、県に報告※すること。（第一報は、文書作成を待たずに電話又はFAX等により遅滞なく行うこと。） ※ 県への報告を要する感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）第6条第1項に定める感染症のうち、5類感染症以外のものとしているが、5類感染症であっても、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ又は感染性胃腸炎が施設又は事業所内にまん延する等の状態になった場合には報告すること。 また、感染症発生時は、所轄保健所に対しても確実かつ速やかに報告すること。	感染症等発生時の報告について4 事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告について											

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																																																														
2 健康診断 ア 健康診断は、適正に実施されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	⇒ 感染症予防対策 <table border="1"> <tr> <td>衛生管理研修の実施</td><td>☐</td><td>有・☐無</td></tr> <tr> <td>感染症発生時の報告体制（内部報告体制を含む）の確立</td><td>☐</td><td>有・☐無</td></tr> <tr> <td>昨年度から自主点検表作成時までの食中毒・感染症発生の有無</td><td>☐</td><td>有・☐無</td></tr> <tr> <td>上記に係る食中毒・感染症発生の報告</td><td>☐</td><td>有・☐無</td></tr> </table> ○ 学校保健安全法第13条第1項の健康診断は、入園時及び毎年度2回行う（そのうち1回は6月30日までにを行うものとする。）ことを原則とする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることができなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。 ・ 認定こども園においては、毎学年定期に、園児の健康診断を行わなければならない。 ⇒ 定期健康診断（前年度の実施状況） 《内科》 <table border="1"> <tr> <td></td><td>1 回目</td><td>2 回目</td><td>定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い</td></tr> <tr> <td>人数</td><td>人</td><td>人</td><td></td></tr> <tr> <td>実施日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr> <td>実施機関</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 《歯科》 <table border="1"> <tr> <td></td><td>1 回目</td><td>2 回目</td><td>定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い</td></tr> <tr> <td>人数</td><td>人</td><td>人</td><td></td></tr> <tr> <td>実施日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr> <td>実施機関</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> ⇒ 入園時の健康診断の実施状況 <table border="1"> <tr> <td>入園時の健康診断の実施状況</td><td>☐</td><td>有・☐無</td><td>入園時の健康診断を受診できなかった場合の取扱い</td></tr> <tr> <td>実施機関</td><td>内科</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>歯科</td><td></td><td></td></tr> </table> イ 健康診断の結果は適切に記録・整理保管していますか。 ☐はい・☐いいえ ○ 学校保健安全法第13条第1項の健康診断を行ったときは、園児の健康診断票を作成しなければならない。 ○ 園長は、園児が転学した場合においては、その作成にかかる当該園児の健康診断票を転学先の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。 ○ 園児の健康診断票は、5年間保存しなければならない。 ⇒ 健康診断の記録等の状況 <table border="1"> <tr> <td>健康診断記録簿</td><td>健康診断記録簿がない場合の記録の状況</td><td>身長・体重の測定</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>有・☐無</td><td>年 回</td></tr> </table>	衛生管理研修の実施	☐	有・ ☐ 無	感染症発生時の報告体制（内部報告体制を含む）の確立	☐	有・ ☐ 無	昨年度から自主点検表作成時までの食中毒・感染症発生の有無	☐	有・ ☐ 無	上記に係る食中毒・感染症発生の報告	☐	有・ ☐ 無		1 回目	2 回目	定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い	人数	人	人		実施日	年 月 日	年 月 日		実施機関					1 回目	2 回目	定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い	人数	人	人		実施日	年 月 日	年 月 日		実施機関				入園時の健康診断の実施状況	☐	有・ ☐ 無	入園時の健康診断を受診できなかった場合の取扱い	実施機関	内科				歯科			健康診断記録簿	健康診断記録簿がない場合の記録の状況	身長・体重の測定	☐	有・ ☐ 無	年 回	認定こども園法施行規則第27条で読み替えて準用する学校保健安全法施行規則第5条第1項 認定こども園法第27条で準用し認定こども園法施行令第5条で読み替える学校保健安全法第13条第1項 幼保連携型認定こども園における健康診断について（平成27年10月1日事務連絡） 認定こども園法施行規則第27条で読み替えて準用する学校保健安全法施行規則第8条第1項、第3項、第4項	
衛生管理研修の実施	☐	有・ ☐ 無																																																																
感染症発生時の報告体制（内部報告体制を含む）の確立	☐	有・ ☐ 無																																																																
昨年度から自主点検表作成時までの食中毒・感染症発生の有無	☐	有・ ☐ 無																																																																
上記に係る食中毒・感染症発生の報告	☐	有・ ☐ 無																																																																
	1 回目	2 回目	定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い																																																															
人数	人	人																																																																
実施日	年 月 日	年 月 日																																																																
実施機関																																																																		
	1 回目	2 回目	定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い																																																															
人数	人	人																																																																
実施日	年 月 日	年 月 日																																																																
実施機関																																																																		
入園時の健康診断の実施状況	☐	有・ ☐ 無	入園時の健康診断を受診できなかった場合の取扱い																																																															
実施機関	内科																																																																	
	歯科																																																																	
健康診断記録簿	健康診断記録簿がない場合の記録の状況	身長・体重の測定																																																																
☐	有・ ☐ 無	年 回																																																																

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
ウ 健康診断の結果を保護者に伝えていますか。また、健康診断の結果に基づき、必要な措置をとっていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 学校保健安全法第13条第1項の健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を園児及びその保護者に通知するとともに、次の各号に定める基準により、学校保健安全法第14条の措置をとらなければならない。 一 疾病の予防処置を行うこと。 二 必要な医療を受けるよう指示すること。 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。 四 療養のため必要な期間幼保連携型認定こども園において学習しないよう指導すること。 五 (略) 六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。 七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。 八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。 九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。	認定こども園法施行規則第27条で読み替えて準用する学校保健安全法施行規則第9条第1項(第5号を除く。) 教育・保育要領第3章第1の2(2)	
3 健康支援 ア 日々の健康状態を把握し、適切な対応をしていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 幼保連携型認定こども園においては、学校保健安全法第13条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置を取らなければならない。 ○ 園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。 ○ 保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に園児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど、適切な対応を図ること。	認定こども園法第27条で準用する学校保健安全法第14条 教育・保育要領第3章第1の1(1) 教育・保育要領第3章第1の1(2)	
イ 疾病等への対応は適切に行われていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。 ○ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。 ○ 園児の疾病等の事態に備え、保健室の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全ての職員が対応できるようにしておくこと。	教育・保育要領第3章第1の3(1) 教育・保育要領第3章第1の3(2) 教育・保育要領第3章第1の3(4)	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																									
第4 安全管理 1 安全確認 ア 園における安全計画を適切に策定していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 園児の安全の確保を図るため、当該幼保連携型認定こども園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。 ○ 在園児の事故防止のために、園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等を通じ、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。 ○ 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 ⇒ 安全計画の策定、実施の状況 <table border="1"> <tr> <td>安全計画の作成</td><td></td><td>有</td><td>・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>事故発生の防止のための指針</td><td></td><td>有</td><td>・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>ヒヤリ・ハット事例の報告作成</td><td></td><td>有</td><td>・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>事故発生の防止のための委員会及び職員研修の定期的な実施</td><td></td><td>有</td><td>・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>その他（ ）</td><td></td><td>有</td><td>・</td><td>無</td></tr> </table> ※ 事故発生の防止のため、次の点に留意して安全管理体制を確立すること。 ・ 児童が出入りする場所には危険物を置かない、書庫等は固定する、棚から物が落下しないための工夫を行うこと等、事故防止ガイドライン、消費者庁ウェブサイト等を参考にした事故防止対策を講じることが望ましい。 ・ 経営者、管理者自らが安全管理の重要性を認識し、組織的に安全管理体制の整備に努める。 ・ 事故発生の防止のための指針等の作成及び必要に応じた見直しに努める。また、その内容等について、定期的に研修会を開催するなど全職員への周知徹底を図る。 ・ 事故やヒヤリハット事例が発生した際には、その原因を分析し、再発防止のための対策を講じる。 ・ 窒息の可能性のある玩具・小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育士等により室内・園庭内の点検を定期的の実施する。 ・ 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう訓練を実施する。 <特定教育・保育施設等における事故情報データベース> https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database/	安全計画の作成		有	・	無	事故発生の防止のための指針		有	・	無	ヒヤリ・ハット事例の報告作成		有	・	無	事故発生の防止のための委員会及び職員研修の定期的な実施		有	・	無	その他（ ）		有	・	無	認定こども園法第27条で準用し認定こども園法施行令第5条で読み替える学校保健安全法第27条 教育・保育要領第3章第3の2(1) 運営基準第32条 事故防止ガイドライン	
安全計画の作成		有	・	無																									
事故発生の防止のための指針		有	・	無																									
ヒヤリ・ハット事例の報告作成		有	・	無																									
事故発生の防止のための委員会及び職員研修の定期的な実施		有	・	無																									
その他（ ）		有	・	無																									

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄									
イ 園における安全点検は適切に実施されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 学校保健安全法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。 ○ 学校保健安全法施行規則第28条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。 ⇒ 遊具の点検 <table border="1"> <tr> <td>園庭の遊具</td><td>点検回数： 年 回</td><td>点検後の危険防止対策：</td></tr> <tr> <td>園舎内の遊具</td><td>点検回数： 年 回</td><td>点検後の危険防止対策：</td></tr> <tr> <td colspan="3">口に触れる遊具の洗浄頻度</td></tr> </table>	園庭の遊具	点検回数： 年 回	点検後の危険防止対策：	園舎内の遊具	点検回数： 年 回	点検後の危険防止対策：	口に触れる遊具の洗浄頻度			認定こども園法施行規則第27条で準用し読み替える学校保健安全法施行規則第28条第1項、第29条	
園庭の遊具	点検回数： 年 回	点検後の危険防止対策：											
園舎内の遊具	点検回数： 年 回	点検後の危険防止対策：											
口に触れる遊具の洗浄頻度													
ウ 園児の送迎の確認をしていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童の送迎は、保護者が責任を持って行うことを原則とし、責任ある人以外は送迎させないようにし、児童の安全を確保する必要がある。 ⇒ 児童の送迎が保護者でない場合の保護者への確認 <table border="1"> <tr> <td>確認</td><td>☐</td><td>有・☐無</td></tr> </table>	確認	☐	有・ ☐ 無	児童の安全の確保について別添2							
確認	☐	有・ ☐ 無											
エ 通園または園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に所在を確認していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 園児の通園、園外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができする方法により、園児の所在を確認しなければならない。 ⇒ 児童の所在の確認方法	認定こども園法施行規則第27条で準用する学校保健安全法施行規則第29条の2第1項 こどもの出欠状況に関する情報の確認について										
オ 日常的に、児童の送迎用自動車を運行している場合、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、児童の降車の確認を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。	認定こども園法施行規則第27条で準用する学校保健安全法施行規則第29条の2第2項										
カ 睡眠中の窒息リスクを除去するための対策をしていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝させることが重要。何よりも、一人にしないこと。寝かせ方に配慮を行うこと。 ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。	教育・保育施設等における睡眠中及び食事時の事故防止に向けた取組の徹底について 事故防止ガイドライン										

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄												
キ プール活動や水遊びを行う場合は、必要な措置をとっていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置するとともに、それぞれの役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置できない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。 ・ 事故発生時に適切に対処することができるよう、職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等を含む救急救命講習等の機会を設ける必要がある。	水遊びを行う場合の事故の防止について 事故防止ガイドライン													
2 安全対策 ア 園の危険等発生時の対処・措置を定めていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 園児の安全の確保を図るため、当該園の実情に応じて、危険等発生時において当該園の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。 ○ 園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。 ○ 事故等により園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。 ○ 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき、事故の発生に備えるとともに施設内外の危険個所の点検や訓練を実施すること。 ⇒ 危険等発生時対処要領の策定・実施状況 <table border="1"> <tr> <td>危険等発生時対処要領の策定</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>危険等発生時に関する点検・訓練の実施</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> </table>	危険等発生時対処要領の策定	☐	有	・	☐	無	危険等発生時に関する点検・訓練の実施	☐	有	・	☐	無	認定こども園法第27条で準用する学校保健安全法第29条第1項 同条第2項 同条第3項 教育・保育要領第3章第3の2(3)	
危険等発生時対処要領の策定	☐	有	・	☐	無											
危険等発生時に関する点検・訓練の実施	☐	有	・	☐	無											
イ 不審者へ対応した避難訓練を実施していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を行うこと。 ・ 防災・防犯のための日常安全管理の一環として、不審者への対応に係る避難訓練等を職員及び児童の参加により定期的の実施している必要がある。 ⇒ 不審者への対応を想定した避難訓練等の実施 <table border="1"> <tr> <td>前年度実施月</td><td></td></tr> <tr> <td>今年度実施月</td><td></td></tr> </table> （予定含む）	前年度実施月		今年度実施月		教育・保育要領第3章第3の2(3) 児童の安全の確保について別添2									
前年度実施月																
今年度実施月																
ウ 災害発生に備えた連絡・協力体制を構築していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 災害等の発生に備えて、平常時から食料等を備蓄するとともに、災害時等の連絡・協力体制を事前に確認するなど体制を構築しておくよう努めること。	食事の提供に関する援助及び指導について1(7)													

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄												
エ 虐待の疑いがないか確認していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。 ○ 園児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。 - 虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修について受講を勧奨する。 - 子どもの虹情報研修センター主催「教育機関・児童福祉関係職員合同研修」 ⇒ 虐待の疑い <table border="1"> <tr> <td>どのような措置がとられているか</td><td></td></tr> <tr> <td>職員間の連絡方法</td><td></td></tr> </table>	どのような措置がとられているか		職員間の連絡方法		虐待防止法第5条 教育・保育要領第3章第1の1（3） 児童虐待防止に係る設置者と市町村等との連携強化について3（1）									
どのような措置がとられているか																
職員間の連絡方法																
オ 虐待等の禁止を守っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	運営基準第25条													
カ 事故・不祥事案が発生した場合、県、市町村及び保護者等に速やかに連絡していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 事故が発生した場合には速やかに指導監督権限をもつ自治体、子どもの家族等に連絡を行うこと。 - 社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領の一部改正について（平成25年6月25日青健福第763号）による「社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領」（令和7年3月24日改正）による県（監査指導課）及び市町村への事故報告が必要な範囲は、次のとおり。 ① 児童の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故の発生 ※ 施設内における事故のほか、送迎・通院等の間の事故を含む。 ※ 死亡事故以外に報告を要する事故については、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故。 ※ 施設側の過誤、過失の有無は問わない。 ※ 児童が病気等により死亡した場合であっても、死因等に係る疑義により家族とトラブルになったときは報告を要する。 ② 職員（従業員）の法令違反、不祥事案等の発生 ※ 横領、児童への虐待など児童の処遇に影響のあるものについても報告すること。 ③ その他、報告が必要と認められる事故・不祥事案の発生 ※ 児童の生命、身体に重大な結果を生じるおそれがある事案が発生している場合等についても報告すること。 「児童福祉施設等入退所事務取扱要領」により、児童相談所へも報告を行うこと。 ⇒ 事故・不祥事案の発生状況 <table border="1"> <tr> <td>昨年度から自主点検表作成時までの事故・不祥事案の有無</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>上記に係る県への報告</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> </table>	昨年度から自主点検表作成時までの事故・不祥事案の有無	☐	有	・	☐	無	上記に係る県への報告	☐	有	・	☐	無	教育・保育施設等事故報告について 事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告について	
昨年度から自主点検表作成時までの事故・不祥事案の有無	☐	有	・	☐	無											
上記に係る県への報告	☐	有	・	☐	無											

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
キ 事故後、記録等を整備していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡をとるとともに、必要な措置を講じなければならない。 ○ 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ・ 職員は、その日のうちにできる限り早く事実を記録する。 ・ 記録の内容については、後日、地方自治体の職員等が施設・事業者の職員に聞き取りを行い、その上で事実関係を整理するために活用されることが考えられる。	運営基準第32条第2項 同条第3項 事故防止ガイドライン	
第5 入所手続き 1 内容及び手続の説明 ア 特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ○ 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	運営基準第28条第1項 同条2項	
イ 提供する特定教育・保育の内容、手続きについて利用者に説明し、同意を得ていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払いを受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 ・ 重要事項説明書が、電磁的記録により作成されているときは、書面の交付に代えて、第4項に定めるところにより、利用申込者の承諾を得て、次に掲げる電磁的方法により提供することができる。この場合、書面で交付したものとみなす。 - 一 電子処理情報組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの - イ 電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用する電子計算機に記録する方法 - ロ 施設のホームページから重要事項説明書をダウンロードして利用申込者の電子計算機に記録する方法（承諾の確認は、施設の電子計算機にその旨を記録する） - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロム、その他これらに準ずる記録媒体に記録したものを交付する方法 ・ 電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 - 一 第2項各号に規定する方法のうち、特定教育・保育施設が使用するもの - 二 ファイルへの記録の方式	運営基準第5条 運営基準第62条第2項 同条第4項	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																										
ウ 利益供与等の禁止を守っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ○ 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	運営基準第29条第1項																											
エ 園児の心身の状況等の把握に努めていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	同条第2項 運営基準第10条																											
オ 平等に取り扱う原則を守っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	運営基準第24条																											
2 定員設定、利用手続 ア 定員の設定は適正ですか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	利用定員 ≤ 認可定員 ⇒ 認可定員・利用定員の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">1号認定</th><th rowspan="2">2号認定</th><th colspan="2">3号認定</th><th rowspan="2">合計</th></tr> <tr> <th>1～2歳</th><th>0歳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可定員</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>利用定員</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>月 日時点 在籍児童数</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> </tbody> </table> ・ 施設の利用定員の数は、20人以上とする。 ・ 1号認定 満3歳以上の小学校就学前子ども（2号認定を除く） ・ 2号認定 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難なもの ・ 3号認定 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難なもの ・ 利用定員は、施設の設置者からの申請に基づき市町村長が、支援法第31条の規定による確認を行う際に定める。 ・ 利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、原則として認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定する。 ・ 認可定員とは、認定こども園法施行規則第16条第4号の利用定員をいう。 ・ 実際の利用者数が、恒常的に認可定員を下回る施設については、認可定員に関わらず、実際の利用者数及び今後の見込み等を勘案して、利用定員を定める。なお、この場合において、認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はない。 ・ 運営基準第22条ただし書の「やむを得ない事情がある場合」に該当するか否かについては、市町村の判断にゆだねられるが、同条ただし書の例示に限られず、入園を辞退する者が想定よりも少ない場合が含まれる。また、同条ただし書の「年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応」には、年度当初から利用定員を超える受入れが必要となる場合が含まれる。			1号認定	2号認定	3号認定		合計	1～2歳	0歳	認可定員	人	人	人	人	人	利用定員	人	人	人	人	人	月 日時点 在籍児童数	人	人	人	人	人	運営基準第4条
	1号認定	2号認定					3号認定			合計																				
			1～2歳	0歳																										
認可定員	人	人	人	人	人																									
利用定員	人	人	人	人	人																									
月 日時点 在籍児童数	人	人	人	人	人																									
			支援法第19条第1号 同条第2号																											
			同条第3号																											
			特定教育・保育施設等確認留意事項第3の1(1)																											

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
イ 教育・保育給付認定保護者からの利用申込みに適切に応じていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ○ 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	支援法第33条第1項 運営基準第6条第1項	
ウ 定員を上回る利用の申込みに適切に対応していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 特定教育・保育施設の設置者は、第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育・保育給付認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、同項の申し込みに係る教育・保育給付認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。 ・ 認定こども園は、利用申込をしている1号認定子どもの数及び認定こども園を現に利用している1号認定子どもの総数が1号認定子どもの利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法その他公正な選考方法により選考しなければならない。 ・ 認定こども園は、利用者申込みしている2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び認定こども園を現に利用している2号認定子ども又は3号認定子どもの総数が、それぞれの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支援法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	支援法第33条第2項 運営基準第6条第2項 同条第3項	
エ 選考方法をあらかじめ明示し、選考していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	運営基準第6条第4項	
オ 特定教育・保育の提供困難時に適切な措置を講じていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	運営基準第6条第5項	
カ 市町村の行うあっせん及び要請に協力していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について、支援法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	運営基準第7条第1項	
キ 市町村の行う利用調整に協力していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 認定こども園は、支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該認定こども園の利用について、児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 ・ 直接契約施設である認定こども園においても、保育所と同様に市町村内の保育の必要度の高い人からあっせんを行う調整方法を原則としている。	運営基準第7条第2項 利用調整の取扱いについて	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
ク 適切な秘密保持、個人情報保護を実施していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○ 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ○ 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	運営基準第27条第1項 同条第2項 同条第3項	
3 受給資格、教育・保育給付認定 ア 受給資格を適切に確認していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。	運営基準第8条	
イ 適切に教育・保育給付認定申請、変更認定申請の援助を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ○ 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	運営基準第9条第1項 同条第2項	
第6 その他 1 保護者との連携状況 ア 保護者との連携が図られていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 ○ 特定教育・保育施設の職員は、現に教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 ・ 日常の様々な機会を活用し、園児の日々の様子の伝達や収集、教育及び保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図る。	運営基準第17条 運営基準第18条 教育・保育要領第4章第2の1	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【 確 認 資 料 】	県 記 載 欄																																										
イ 保護者から必要のない負担金を徴収しないようにしていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	⇒ 保護者との連携状況 <table border="1"> <tr> <td colspan="5">保護者への児童の発達状況、病気や怪我、特異な事項の連絡</td> <td>☐有・☐無</td> </tr> <tr> <td>保護者との連絡方法</td> <td>乳児：☐連絡帳</td> <td>☐掲示板</td> <td>☐口頭</td> <td colspan="2">☐その他（ ）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幼児：☐連絡帳</td> <td>☐掲示板</td> <td>☐口頭</td> <td colspan="2">☐その他（ ）</td> </tr> <tr> <td colspan="6">予定献立表の周知方法</td> </tr> <tr> <td>園だより等</td> <td colspan="5">発行の有無：☐有・☐無 発行頻度：☐年・☐月 ☐回</td> </tr> <tr> <td colspan="6">緊急時の連絡体制 ☐有・☐無</td> </tr> </table> ○ 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 ・ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たって、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、特定教育・保育に要する費用と見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を保護者から受けることができる。 ・ 特定教育・保育施設は、次の費用を保護者から受けることができる。 - 一 日用品、文房具等必要な物品の費用 - 二 行事への参加費用 - 三 食事の費用（3号認定子ども等を除く） - 四 通園費用 - 五 その他保護者に負担させることが適当と認められる費用 ・ 費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付しなければならない。 ⇒ 保護者負担金 <table border="1"> <tr> <td>保育料／利用者負担額以外の費用の負担</td> <td>☐有・☐無</td> <td>徴収目的：</td> </tr> <tr> <td>徴収記録簿</td> <td>☐有・☐無</td> <td>無の場合の管理方法：</td> </tr> </table>	保護者への児童の発達状況、病気や怪我、特異な事項の連絡					☐ 有・ ☐ 無	保護者との連絡方法	乳児： ☐ 連絡帳	☐ 掲示板	☐ 口頭	☐ その他（ ）			幼児： ☐ 連絡帳	☐ 掲示板	☐ 口頭	☐ その他（ ）		予定献立表の周知方法						園だより等	発行の有無： ☐ 有・ ☐ 無 発行頻度： ☐ 年・ ☐ 月 ☐ 回					緊急時の連絡体制 ☐ 有・ ☐ 無						保育料／利用者負担額以外の費用の負担	☐ 有・ ☐ 無	徴収目的：	徴収記録簿	☐ 有・ ☐ 無	無の場合の管理方法：	運営基準第13条第6項 同条第3項 同条第4項 同条第5項	
保護者への児童の発達状況、病気や怪我、特異な事項の連絡					☐ 有・ ☐ 無																																									
保護者との連絡方法	乳児： ☐ 連絡帳	☐ 掲示板	☐ 口頭	☐ その他（ ）																																										
	幼児： ☐ 連絡帳	☐ 掲示板	☐ 口頭	☐ その他（ ）																																										
予定献立表の周知方法																																														
園だより等	発行の有無： ☐ 有・ ☐ 無 発行頻度： ☐ 年・ ☐ 月 ☐ 回																																													
緊急時の連絡体制 ☐ 有・ ☐ 無																																														
保育料／利用者負担額以外の費用の負担	☐ 有・ ☐ 無	徴収目的：																																												
徴収記録簿	☐ 有・ ☐ 無	無の場合の管理方法：																																												

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																														
2 苦情対応 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に対応していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。 ・ 子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ・ 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。 ・ 苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。 ⇒ 実施状況 <table border="1"> <tr> <td>ア 苦情対応処理規程等</td><td>☐</td><td>有（規程名：_____）</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>イ 受付窓口担当者</td><td>☐</td><td>有（職氏名：_____）</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>ウ 苦情解決責任者</td><td>☐</td><td>有（職氏名：_____）</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>エ 第三者委員</td><td>☐</td><td>有（氏名・職業：_____）</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>オ 利用者・家族への周知方法</td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td>カ 受付件数（前年度）</td><td>件</td><td>苦情受付経過記録の整備</td><td>☐有・☐無</td><td></td></tr> </table> ・ 施設長、理事等を苦情解決責任者とする。 ・ 職員の中から苦情受付担当者を任命する。 ・ 第三者委員には、評議員、監事はなれるが、理事はなれない。	ア 苦情対応処理規程等	☐	有（規程名：_____）	☐	無	イ 受付窓口担当者	☐	有（職氏名：_____）	☐	無	ウ 苦情解決責任者	☐	有（職氏名：_____）	☐	無	エ 第三者委員	☐	有（氏名・職業：_____）	☐	無	オ 利用者・家族への周知方法					カ 受付件数（前年度）	件	苦情受付経過記録の整備	☐ 有・ ☐ 無		社会福祉法第82条 運営基準第30条第1項 同条第2項 同条第4項	
ア 苦情対応処理規程等	☐	有（規程名：_____）	☐	無																														
イ 受付窓口担当者	☐	有（職氏名：_____）	☐	無																														
ウ 苦情解決責任者	☐	有（職氏名：_____）	☐	無																														
エ 第三者委員	☐	有（氏名・職業：_____）	☐	無																														
オ 利用者・家族への周知方法																																		
カ 受付件数（前年度）	件	苦情受付経過記録の整備	☐ 有・ ☐ 無																															
3 地域子ども・子育て支援事業 地域子ども・子育て支援事業は適正に実施されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない ※該当しない場合は、以下記入不要	○ この交付金は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。 ⇒ 延長保育事業 ○ 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業。 <table border="1"> <tr> <th>事業の実施</th><th>保育時間の記録</th><th>児童の記録</th><th>間食・給食の実施</th><th>保育士の配置人数</th><th>利用料設定額</th><th>徴収記録</th></tr> <tr> <td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>人</td><td>円/時間</td><td>☐有・☐無</td></tr> <tr> <td>月平均対象児童数</td><td colspan="6">※「月平均対象児童数」…年間の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数</td></tr> <tr> <td>人</td><td colspan="6"></td></tr> </table>	事業の実施	保育時間の記録	児童の記録	間食・給食の実施	保育士の配置人数	利用料設定額	徴収記録	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	人	円/時間	☐ 有・ ☐ 無	月平均対象児童数	※「月平均対象児童数」…年間の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数						人							苦情解決の指針 子ども・子育て支援交付金交付要綱 延長保育事業実施要綱			
事業の実施	保育時間の記録	児童の記録	間食・給食の実施	保育士の配置人数	利用料設定額	徴収記録																												
☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	人	円/時間	☐ 有・ ☐ 無																												
月平均対象児童数	※「月平均対象児童数」…年間の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数																																	
人																																		

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																								
		⇒ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 ○ 市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。 ○ この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。 ・ 本事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設が実施できる。 <table border="1"> <tr> <td>事業の実施</td><td>保育実施日の記録</td><td>児童の記録</td><td>間食・給食の実施</td><td>利用料設定額</td><td>徴収記録</td><td>年間延児童数</td></tr> <tr> <td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>円</td><td>☐有・☐無</td><td>人</td></tr> </table> ⇒ 地域子育て支援拠点事業 ○ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。 ・ 次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。 - ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 - イ 子育て等に関する相談、援助の実施 - ウ 地域の子育て関連情報の提供 - エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月１回以上） （一般型） ・ 常設の支援拠点を開設していること。 ・ 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。 ・ 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。 ・ 専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。） ・ 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。 （連携型） ・ 認定こども園において実施していること。 ・ 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。 ・ 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。 ・ 専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）ただし、連携施設に勤務している職員等のバックアップを受けることができる体制を整えること。 ・ 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。 <table border="1"> <tr> <td>事業の実施</td><td>類型</td><td>職員の配置</td><td>経費の徴収</td><td>徴収記録</td></tr> <tr> <td>☐有・☐無</td><td>☐一般型・☐連携型</td><td>人</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td></tr> </table> ⇒ 一時預かり事業 P 2 4 へ ⇒ 病児保育事業 P 2 7 へ	事業の実施	保育実施日の記録	児童の記録	間食・給食の実施	利用料設定額	徴収記録	年間延児童数	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	円	☐ 有・ ☐ 無	人	事業の実施	類型	職員の配置	経費の徴収	徴収記録	☐ 有・ ☐ 無	☐ 一般型・ ☐ 連携型	人	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	子育て短期支援事業実施要綱 地域子育て支援拠点事業実施要綱 一時預かり事業実施要綱 病児保育事業実施要綱	
事業の実施	保育実施日の記録	児童の記録	間食・給食の実施	利用料設定額	徴収記録	年間延児童数																						
☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	円	☐ 有・ ☐ 無	人																						
事業の実施	類型	職員の配置	経費の徴収	徴収記録																								
☐ 有・ ☐ 無	☐ 一般型・ ☐ 連携型	人	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無																								

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄												
[一時預かり事業] * 一時預かり事業を実施している場合、次の項目について自主点検し、記載してください。(自主事業として実施している場合は記載不要です。) 1 事業類型 どの事業類型により実施していますか。 2 設備基準等 必要な設備が設けられていますか。また、事業の対象となる乳幼児に、必要な処遇を行っていますか。	一時預かり事業を ☐実施している ☐実施していない ※未実施は以下 回答不要 ☐一般型 ☐幼稚園型Ⅰ ☐余裕活用型 ☐はい ・ ☐いいえ	○ 市町村、社会福祉法人その他の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。 ○ 一時預かり事業を行う者は、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を遵守しなければならない。 ○ 家庭において保護を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。 ・ 主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して行う。 ・ 主として認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児で教育時間の前後又は長期休業日等に当該認定こども園が行う。 ・ 主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して行い、認定こども園の利用児童数が利用定員総数に満たないもの。 (一般型の場合) ・ 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。 (幼稚園型Ⅰの場合) ・ 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号イ、二及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。 (余裕活用型) ・ 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第3号ハに定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">設備の状況</th></tr> <tr> <td>乳児室又は ほふく室</td><td>☐基準を満たしている。 ☐基準を満たしていない。</td></tr> <tr> <td>保育室又は 遊戯室</td><td>☐基準を満たしている。 ☐基準を満たしていない。</td></tr> <tr> <td>便所</td><td>☐有 ・ ☐無</td></tr> <tr> <td colspan="2">加熱、保存等の調理機能を有する設備 (食事を提供する場合に限る。)</td></tr> <tr> <td colspan="2">☐有 ・ ☐無</td></tr> </table>	設備の状況		乳児室又は ほふく室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。	保育室又は 遊戯室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。	便所	☐ 有 ・ ☐ 無	加熱、保存等の調理機能を有する設備 (食事を提供する場合に限る。)		☐ 有 ・ ☐ 無		児童福祉法第34条の12第1項 児童福祉法第34条の13 一時預かり事業実施要綱3 一時預かり事業実施要綱4(1) 一時預かり事業実施要綱4(2) 一時預かり事業実施要綱4(4) 一時預かり事業実施要綱4(1)③ 一時預かり事業実施要綱4(2) 一時預かり事業実施要綱4(4)③ 一般型・幼稚園型Ⅰの場合は児童福祉施設基準第32条 余裕活用型の場合は、基準省令で定める基準	
設備の状況																
乳児室又は ほふく室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。															
保育室又は 遊戯室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。															
便所	☐ 有 ・ ☐ 無															
加熱、保存等の調理機能を有する設備 (食事を提供する場合に限る。)																
☐ 有 ・ ☐ 無																

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																		
3 職員の配置 保育従事者、教育・保育従事者は配置されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	(一般型) - 児童福祉法施行規則第36条の35第1号ロ及びハに基づき、専ら一時保育に従事する保育従事者を配置する。そのうち2分の1以上は、保育士であること。 - 保育従事者の数は、2名を下回ることはいできない。ただし、認定こども園の保育従事者の支援を受けられるときは、保育士1名で処遇できる乳幼児数の範囲内で保育従事者を保育士1名とすることができる。 ⇒ 保育士等の配置状況 (対象児童受入人数欄には、前年度4月1日から自主点検表作成日までのに間に、最も多く対象児を受け入れた日の人数とその月日を記載) <table border="1"> <tr> <th>一時預かり対象児童受入人数 (月 日)</th><th>必要保育教諭等数 (それぞれ小数点2位以下切捨て)</th><th>※ のみに数字を入力すること</th></tr> <tr> <td>乳児</td><td>人 / 3 人 =</td><td>人</td></tr> <tr> <td>1・2歳児</td><td>人 / 6 人 =</td><td>人</td></tr> <tr> <td>3歳児</td><td>人 / 20 人 =</td><td>人</td></tr> <tr> <td>4歳以上児</td><td>人 / 30 人 =</td><td>人</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>人 合計 (四捨五入)</td><td>人</td></tr> </table> 実際保育士配置数 合計 人 (幼稚園型Ⅰ) - 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号ロ(附則第56条第1項において読み替え)及びハに基づき、教育・保育従事者を配置する。そのうち2分の1以上(当分の間は3分の1)は、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者とすること。 - 教育・保育従事者数は、2名を下回ることができない。ただし、認定こども園の支援を受けられる場合は、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人とすることができる。 - 保育士又は幼稚園免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、アに掲げる者又はイからオに掲げる者で市町村が適切と認める者とする。 - ア 市町村長等が行う研修を修了した者 - イ 小学校教諭普通免許状所有者 - ウ 養護教諭普通免許状所有者 - エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者 - オ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者(教育職員免許法第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。) - 上記アの「市町村長等が行う研修を修了した者」は以下の者であること。 - ア 「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。 - イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」の別紙ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和7年3月31日までの間に修了した者とする。	一時預かり対象児童受入人数 (月 日)	必要保育教諭等数 (それぞれ小数点2位以下切捨て)	※ のみに数字を入力すること	乳児	人 / 3 人 =	人	1・2歳児	人 / 6 人 =	人	3歳児	人 / 20 人 =	人	4歳以上児	人 / 30 人 =	人	合計	人 合計 (四捨五入)	人	一時預かり事業実施要綱 4(1)④ 児童福祉施設基準第33条 第2項 一時預かり事業実施要綱 4(2)④ 一時預かり事業実施要綱 4(2)⑤	
一時預かり対象児童受入人数 (月 日)	必要保育教諭等数 (それぞれ小数点2位以下切捨て)	※ のみに数字を入力すること																				
乳児	人 / 3 人 =	人																				
1・2歳児	人 / 6 人 =	人																				
3歳児	人 / 20 人 =	人																				
4歳以上児	人 / 30 人 =	人																				
合計	人 合計 (四捨五入)	人																				

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																		
		⇒ 保育教諭等の配置状況 (対象児童受入人数欄には、前年度4月1日から自主点検表作成日までにの間に、最も多く対象児を受け入れた日の人数とその月日を記載) <table><tr><td>一時預かり対象児童受入人数 (月 日)</td><td>必要保育教諭等数 (それぞれ小数点2位以下切捨て)</td><td>※ のみに数字を入力すること</td></tr><tr><td>乳児 人</td><td>/ 3 人 = 人</td><td></td></tr><tr><td>1・2歳児 人</td><td>/ 6 人 = 人</td><td></td></tr><tr><td>3歳児 人</td><td>/ 20 人 = 人</td><td></td></tr><tr><td>4歳以上児 人</td><td>/ 30 人 = 人</td><td>実際保育士配置数</td></tr><tr><td>合計 人</td><td>合計(四捨五入) 人</td><td>合計 人</td></tr></table> (余裕活用型) ・ 認定こども園の利用児童数と一時預かり事業の利用児童数の合計が基準省令で定めた配置基準を満たす必要がある。(児童福祉法施行規則第36条の35第3号ハ)	一時預かり対象児童受入人数 (月 日)	必要保育教諭等数 (それぞれ小数点2位以下切捨て)	※ のみに数字を入力すること	乳児 人	/ 3 人 = 人		1・2歳児 人	/ 6 人 = 人		3歳児 人	/ 20 人 = 人		4歳以上児 人	/ 30 人 = 人	実際保育士配置数	合計 人	合計(四捨五入) 人	合計 人	児童福祉施設基準第33条第2項	
一時預かり対象児童受入人数 (月 日)	必要保育教諭等数 (それぞれ小数点2位以下切捨て)	※ のみに数字を入力すること																				
乳児 人	/ 3 人 = 人																					
1・2歳児 人	/ 6 人 = 人																					
3歳児 人	/ 20 人 = 人																					
4歳以上児 人	/ 30 人 = 人	実際保育士配置数																				
合計 人	合計(四捨五入) 人	合計 人																				
			一時預かり事業実施要綱4(4)③																			

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄						
[病児保育事業] * 病児保育事業を実施している場合、次の項目について自主点検し、記載してください。	病児保育事業を ☐実施している ☐実施していない ※未実施は以下回答不要	○ 国及び都道府県以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。 ○ 保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業。 (病児対応型) ○ 児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。 (病後児対応型) ○ 児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。 (体調不良児対応型) ○ 児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。 ※送迎対応 ・ 病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型において、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）又は保育士を配置し、保育所等において保育中に「体調不良」となった児童を送迎し、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的（保護者が迎えに来るまでの間）に保育することを可能とする。 (病児対応型・病後児対応型) ・ 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。 ・ 調理室を有すること。（認定こども園の調理室と兼用して差し支えない。） ・ 事故防止及び衛生面に配慮されていること。 ⇒ 【設備の状況】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育室及び観察室又は安静室</td> <td> ☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。 </td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td> ☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。 </td> </tr> </tbody> </table> (体調不良児対応型) ・ 医務室が設けられている認定こども園で、衛生面に配慮されており、対象児の安静が確保されている場所とすること。	設備の状況		保育室及び観察室又は安静室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。	調理室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。	児童福祉法第34条の18 病児保育事業実施要綱 3 病児保育事業実施要綱 4 (1) 病児保育事業実施要綱 4 (2) 病児保育事業実施要綱 4 (3) 病児保育事業実施要綱 4 (5)、5 (5) 病児保育事業実施要綱 6 (1) ①、(2) ① 病児保育事業実施要綱 6 (3) ①	
設備の状況										
保育室及び観察室又は安静室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。									
調理室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。									
1 設備 必要な設備が設けられていますか。	☐はい・☐いいえ									

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																																																
2 職員の配置 必要な職員は配置されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	(病児対応型・病後児対応型) - 病児・病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置していること。 - 保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置していること。 ⇒ 職員の配置状況 (対象児童受入人数欄には、昨年度4月1日から自主点検表作成日まで(の間に、最も多く対象児を受け入れた日の人数とその月日を記載)) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">病児保育対象児童受入人数 (月 日)</th> <th colspan="2">配置職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児</td> <td>人</td> <td>看護師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>人</td> <td>准看護師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>人</td> <td>保健師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>人</td> <td>助産師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>人</td> <td>保育士</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> (体調不良児対応型) - 看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。 ⇒ 職員の配置状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">病児保育対象児童受入人数 (月 日)</th> <th colspan="2">配置職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児</td> <td>人</td> <td>看護師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>人</td> <td>准看護師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>人</td> <td>保健師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>人</td> <td>助産師</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>人</td> <td>合計</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> ※送迎対応 - 保育所等から体調不良児の送迎を行う際は、送迎用の自動車に同乗する看護師等又は保育士を配置すること。	病児保育対象児童受入人数 (月 日)		配置職員数		乳児	人	看護師	人	1・2歳児	人	准看護師	人	3歳児	人	保健師	人	4歳以上児	人	助産師	人	合計	人	保育士	人	病児保育対象児童受入人数 (月 日)		配置職員数		乳児	人	看護師	人	1・2歳児	人	准看護師	人	3歳児	人	保健師	人	4歳以上児	人	助産師	人	合計	人	合計	人	病児保育事業実施要綱6 (1)②、(2)② 病児保育事業実施要綱6 (3)②	
病児保育対象児童受入人数 (月 日)		配置職員数																																																		
乳児	人	看護師	人																																																	
1・2歳児	人	准看護師	人																																																	
3歳児	人	保健師	人																																																	
4歳以上児	人	助産師	人																																																	
合計	人	保育士	人																																																	
病児保育対象児童受入人数 (月 日)		配置職員数																																																		
乳児	人	看護師	人																																																	
1・2歳児	人	准看護師	人																																																	
3歳児	人	保健師	人																																																	
4歳以上児	人	助産師	人																																																	
合計	人	合計	人																																																	
3 運営について 運営を適切に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	(病児対応型・病後児対応型・体調不良児対応型) - 登園する前からの体調不良児については、体調不良児対応型の保育所等ではなく、地域の病児対応型又は病後児対応型の施設を優先的に利用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう、地域における連携体制の確保に努める。 - 緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関(以下「協力医療機関」という。)をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築する。 - 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で、対象児童の受け入れを行う。 - 指導医・囑託医との相談のうえ、一定の目安(対応可能な症例、開所時間等)を作成し、保護者に対し周知し、理解を得る。	病児保育事業実施要綱7 (4) 病児保育事業実施要綱8 (1)② 病児保育事業実施要綱6(1) ③ア、(2)③ア、(3)③ 病児保育事業実施要綱8 (1)⑤																																																	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
		(病児対応型・病後児対応型) ・ 本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施する。 ・ 対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議の上、受け入れの決定を行う。 (病児対応型) ・ 受入の決定は、保護者が児童の症状や処方内容等を記載した連絡票（医師が入院の必要性がない旨署名したもの）により症状を確認したうえで行う。 ・ 児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定する。 ・ 指導医又は協力医療機関との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行う。 (体調不良児対応型) ・ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所等における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行う。 ・ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的実施する。 ※送迎対応 ・ 保育所等から体調不良児の送迎を行う際には、送迎用の自動車に看護師又は保育士が同乗し、安全面に十分配慮した上で実施すること。 ・ 送迎はタクシーによる送迎を原則とする。ただし、やむを得ない事由によりタクシーによる送迎対応が困難な場合には、その他自動車の借上げ等による実施も可能とする。 ・ 保育所等から連絡を受けた保護者が、病児保育実施施設に連絡すること等により実施すること。また、送迎対応を行った上で、病児対応型の事業を実施する施設において保育を行うに当たっては、かかりつけ医等に受診すること。 ・ 児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定する。 ・ 送迎対応を実施する場合、指導医又は協力医療機関との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書による取り決めを行うこと。	病児保育事業実施要綱 6(1)③イ、(2)③イ 病児保育事業実施要綱 7 (1) 病児保育事業実施要綱 7 (3) 病児保育事業実施要綱 8 (1)③ 病児保育事業実施要綱 8 (1)④ 病児保育事業実施要綱 6 (3)③ 病児保育事業実施要綱 6 (3)④ 病児保育事業実施要綱 6 (5)②ア 病児保育事業実施要綱 6 (5)②イ 病児保育事業実施要綱 7 (2) 病児保育事業実施要綱 8 (1)③ 病児保育事業実施要綱 8 (1)④	
4 衛生管理について 衛生管理を適切に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	・ 複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮する。 ・ 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止する。 ・ 体調不良児対応型の場合は、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設け、職員及び他児の往来を制限する。 ・ 児童の受け入れに際して、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種を行うよう助言する。	病児保育事業実施要綱 8 (2)	
5 関係書類について 必要な書類は整備していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。	病児保育事業実施要綱 8 (3)	